

議 第 2 2 号 議 案

東海第二原発の廃炉を求める意見書の提出について
東海第二原発の廃炉を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年12月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

東海第二原発の廃炉を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

東海第二原発の廃炉を求める意見書

日本原子力発電（原電）は11月24日、来年11月に40年の運転期限を迎える老朽原発の東海第二原発（茨城県東海村）の最長20年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請した。仮に規制委員会が同原発の延長を認可すれば、全国で4基の老朽原発が認められることになる。「原則40年」の運転期間さえなし崩しに踏みにじることになり、再稼働を推進することは認められない。

原発の運転期間について、原子炉等規制法で原則40年としたのは2011年3月の東京電力福島第一原発の深刻な事故を受けたものである。もともと原発自体が未完成の技術であり、ひとたび地震や津波に襲われるなど事故が起きれば重大な事態を招くことは、発生から6年8カ月以上経っても収束の見通しもたたない福島原発事故の状況からも明らかである。

その上、40年も運転を続けていけば機器や配管の劣化が起きるだけでなく、放射線にさらされる原子炉本体や壁などがもろくなることは、避けられない。最長20年への延長は規制委員会が認めた場合、あくまで「例外」としていたものである。

それにもかかわらず、電力会社は老朽原発の再稼働を狙って運転申請を行い、規制委員会は関西電力の高浜原発1、2号機（福井県）、美浜原発3号機（同県）の延長を次々と認めてきたが、「例外」をまるで「原則」にするかのようなやり方は許されない。

東海第二原発そのものが、東日本大震災で緊急停止し、津波によって非常用電源3台のうち1台は停止、残り2台で冷却を継続して炉心溶融（メルトダウン）を免れた経緯がある。このことから、現地では廃炉を求める声が上がっている。

東海第二原発の半径30キロ圏内の14市町村で避難計画が策定されている自治体はない。人口約27万人の県庁所在地である水戸市をはじめ、100万人近くが居る地域で、実効性のある避難計画の策定など極めて困難である。

茨城新聞の世論調査（10月20日）でも再稼働「反対」63%で、「賛成」21%を大きく上回っている。また、茨城県内市町村議会の6割が「運転延長反対」や「再稼働中止」の意見書を可決している。政府は、世論を無視して原発再稼働に突き進むのではなく、国民の声を受け止め、廃炉に向けた具体化を急ぐべきである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、東海第二原発を廃炉にするよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様